

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大本育英会（以下「この法人」という。）定款第15条及び第30条の規定に基づき、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員の報酬等と費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員を除く役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。なお、報酬等は、費用とは明確に区分される。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員職務執行の対価として、評議員会において別に定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員の報酬は理事会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。
- 3 評議員には、定款第15条に定める金額の範囲内で、評議員会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事の報酬月額は、理事長30万円、常務理事20万円、理事10万円の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。

- 2 非常勤理事に対する報酬は、理事会出席等、必要の都度、謝金として1人一律1万円を支給することができる。
- 3 この法人の常勤監事の報酬月額は、10万円の範囲内で、各々の常勤監事の報酬額を評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によってそれを定めるものと

する。

4 非常勤監事に対する報酬は、理事会出席等、必要の都度、謝金として1人一律1万円を支給することができる。

5 各評議員の報酬は、定款第15条に定める金額の範囲内で評議員会出席等、必要の都度、謝金として1人一律1万円を支給することができる。

(支給方法)

第5条 報酬は、月額をもって毎月25日に(25日が金融機関の休業日である時は繰り上げて)支給するものとし、非常勤役員及び評議員にあつては、必要の都度速やかに支給するものとする。

2 報酬等は、その全額を通貨で、直接本人に支払うものとする。ただし、本人がその報酬につき本人の指定する本人名義の金融機関口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用)

第6条 この法人は、役員又は評議員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担すべき費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(変更)

第7条 この規程は、定款第15条、第17条及び第30条の規定により、評議員会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。